

議案第56号

審議会等の組織に関する規定の見直しに伴う関係条例の  
整備に関する条例の制定について

審議会等の組織に関する規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する  
条例を次のように定める。

平成28年9月1日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

各種審議会等の附属機関に関する条例のうち、組織に関する規定を  
規則に委任しているものについて、当該規定を条例に規定するほか、  
条文の統一を図るため。

審議会等の組織に関する規定の見直しに伴う関係条例の  
整備に関する条例

第1章 都市経営部関係

(北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例及び西脇市使用料手数料検討委員会条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「任命し、又は」を削る。

- (1) 北はりま定住自立圏共生ビジョン会議条例（平成26年西脇市条例第1号）第4条
- (2) 西脇市使用料手数料検討委員会条例（平成28年西脇市条例第4号）第4条

第2章 総務部関係

(西脇市名誉市民条例の一部改正)

第2条 西脇市名誉市民条例（平成17年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「の設置」を削り、同条中「西脇市名誉市民選考委員会」の右に「（以下「委員会」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じて、名誉市民の選考に当たるものとする。
- 3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 各種団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
- 4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(西脇市表彰条例の一部改正)

第3条 西脇市表彰条例（平成17年西脇市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「表彰者」を「被表彰者」に改める。

第8条第1項中「表彰者が」を「被表彰者が」に改める。

第9条中「西脇市表彰審査委員会」の右に「（以下「委員会」という。）」を加え、同条に次の5項を加える。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じて、被表彰者の選考に当たるものとする。
- 3 委員会は、委員長及び委員9人以内をもって組織する。

- 4 委員長は、市長をもって充てる。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 各種団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
- 6 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

### 第3章 福祉部関係

(西脇市障害者地域支援協議会条例の一部改正)

第4条 西脇市障害者地域支援協議会条例（平成26年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「任命し、又は」を削る。

### 第4章 暮らし安心部関係

(西脇市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第5条 西脇市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年西脇市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(消防賞じゅつ金等審査委員会)

第8条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給について公正を期するため、西脇市消防賞じゅつ金等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じて、賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の支給について審査する。
- 3 委員会は、委員長及び委員5人をもって、必要の都度、組織する。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 北はりま消防組合西脇消防署長
  - (3) 消防団長
  - (4) 消防団担当部長
  - (5) 財政担当部長
- 6 前項第1号の委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

### 第5章 都市整備部関係

(西脇市営住宅条例の一部改正)

第6条 西脇市営住宅条例（平成17年西脇市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「入居者選考委員会」を「西脇市営住宅入居者選考委員会」に改める。

第67条中「入居者選考委員会」を「西脇市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じて、入居者の選考に当たるものとする。
- 3 委員会は、委員4人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 民生委員
  - (2) その他市長が特に必要と認める者
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

#### 第6章 産業活力再生部関係

(西脇市技能功労者表彰条例の一部改正)

第7条 西脇市技能功労者表彰条例（平成17年西脇市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第6条に次の2項を加える。

- 3 審査会は、委員9人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 各種団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
- 4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(西脇市産業立地促進措置条例の一部改正)

第8条 西脇市産業立地促進措置条例（平成17年西脇市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「産業立地審議会」を「西脇市産業立地審議会」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 指定企業に関する事項
  - (2) その他市長が必要と認める事項

第11条に次の7項を加える。

- 3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 産業関係団体その他の団体を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 臨時委員は、特別の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 9 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

#### 第7章 教育委員会関係

(西脇市立学校給食センター条例の一部改正)

第9条 西脇市立学校給食センター条例（平成17年西脇市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「運営委員会は」の右に「、教育委員会の諮問に応じて」を加え、「調査及び審議」を「調査審議」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 運営委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) P T A 連合会を代表する者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 学校関係者

第7条に次の2項を加える。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(にしわき経緯度地球科学館条例の一部改正)

第10条 にしわき経緯度地球科学館条例（平成17年西脇市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「の設置」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 地球及び天文についての展示並びにそれらに関する知識の普及及び啓発事業に関すること。
  - (2) 天体望遠鏡による天体観測及び研究に関すること。
  - (3) 科学館資料に関する調査及び研究に関すること。
  - (4) 科学館の利用の普及に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項第17条に次の3項を加える。
- 3 委員会は、委員6人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 学校関係者
  - (3) 教育委員会が特に必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により任命又は委嘱された者は、それぞれこの条例の相当規定により任命又は委嘱された者とみなす。